

平成23年2月4日

受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

「楽天資産形成ファンド」
証券投資信託約款変更の予定に関する書面決議のご通知

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「楽天資産形成ファンド」（以下「当ファンド」ということがあります。）、および当ファンドにおけるアメリカ株式の実質的な運用を行っている親投資信託「明治安田アメリカ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）につきまして、投資信託約款の変更を行う予定ですのでお知らせいたします。この約款の変更につきましては、法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。今後とも、当社の投資信託に一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更（予定）対象ファンド

親投資信託「明治安田アメリカ株式マザーファンド」
追加型証券投資信託「楽天資産形成ファンド」

2. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク（以下「UBSアメリカズ」といいます。）との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行う予定です。

3. 変更理由

当ファンドは、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をUBSアメリカズに委託してまいりましたが、当社にて安定的な運用体制が構築できたことを受け、UBSアメリカズとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とするものです。なお、変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

4. 日程について

受益者の確定日	: 平成23年2月4日
書面による議決権行使の期間	: 平成23年2月4日から平成23年3月7日
書面による決議の日	: 平成23年3月8日
反対受益者の買取請求期間	: 平成23年3月9日から平成23年3月28日(予定)
投資信託約款変更の適用日	: 平成23年4月1日(予定)

5．書面決議の方法

重大な信託約款の変更の書面決議において、平成23年2月4日現在の受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

当該受益者は、議決権行使書面に信託約款の変更について、賛成または反対される旨をご記入のうえ、平成23年3月7日（必着）までに下記へご送付ください。

〒107-0061 東京都港区北青山3丁目6番地7号

明治安田アセットマネジメント株式会社 投信ディスクロージャー部 議決権行使書面受付係 宛

なお、本書面決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を当社にご返送いただかない場合）は、本信託約款の変更に賛成するものとさせていただきます。

信託約款の変更にご同意いただける場合は、議決権行使のお手続（議決権行使書面のご返送）は不要です。

[留意事項]

- 「本議案についての賛否」欄に記載がない場合は、賛成するものとさせていただきます。
- 同一の受益者の方が本議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- 議決権の行使にあたり、お客さまに関する個人情報販売会社および受託会社が共有することにご同意いただいたことといたしますのでご了承ください。なお、本手続に伴い当社が取得したお客さまに関する個人情報は、議決権行使受益権口数の管理および買取請求に関する事務を処理する目的で利用するもので、その範囲を超えて使用することはありません。
- 郵便事情等により議決権行使書面が未着となった場合、当社はその責を負いません。

6．書面決議の判定

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託約款の変更を平成23年4月1日より適用いたします。

また、このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても所定の手続を行っております。

そのためマザーファンドの重大な信託約款の変更につきましては、各ベビーファンドにおける反対のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が2分の1を超えた場合には、信託約款の変更が中止されます。

この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。

なお、信託約款の変更の決定（平成23年3月8日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

7. 反対された受益者の買取請求の手続について

本書面決議において本議案が可決された場合、本議案に反対された受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求に係る必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額）で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

本書面決議において反対された場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常のご換金手続をしていただくこともできます。

買取請求期間：平成23年3月9日から平成23年3月28日まで

当社より、反対された受益者の方に買取請求手続に関する書類を送付いたします。

受益権の買取を請求される場合は、当社が送付する の書類添付の買取請求必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。

買取請求必要書類は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。

受託会社で買取請求必要書類が受理された後、投資信託財産による買取が実行されます。

受託会社より、買取請求必要書類にご記入いただいたご指定の銀行口座等に買取代金が直接振込まれます。

なお、買取代金は、買取価額から振込手数料および郵送料が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の「買取請求」は、本書面決議に反対された受益者の方のみを対象とするものであり、通常のご換金手続である取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記手続の結果、買取代金のお支払いまでに通常のご換金手続よりも日数を要する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・本書面決議における賛否にかかわらず、取扱販売会社において、通常のご換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記までお問い合わせください。

以上

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

書面決議参考書類

1. 投資信託約款の変更の案

追加型証券投資信託 楽天資産形成ファンド

新			旧		
<p>(信託報酬等の総額) 第43条 (略)</p> <p>委託者は、第16条第1項第3号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」および第16条第1項第4号に規定する「明治安田アジア株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。)および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとし、信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>			<p>(信託報酬等の総額) 第43条 (略)</p> <p>委託者は、第16条第1項第2号に規定する「明治安田アメリカ株式マザーファンド」、第16条第1項第3号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」および第16条第1項第4号に規定する「明治安田アジア株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。)および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとし、信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・イン ベストメント・ マネジメント・リ ミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額	明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	UBS グローバル・アセット・ マネジメント(ア メリカズ)インク	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の20の率を乗じて得た額
			明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・イン ベストメント・ マネジメント・リ ミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
(略)			(略)		

新	旧
<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 (略) (削除)</p> <p>S&P500 種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。</p> <p>~ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等) 第 10 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (略)</p> <p>(運用の権限委託) 第 12 条 (削除)</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 (略) <u>運用指図に関する権限は、UBS グローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インク(以下「UBS アメリカズ」といいます。)に委託します。</u> <u>UBS アメリカズが独自に開発した S&P500 種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。</u> ~ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等) 第 10 条 委託者(<u>第 12 条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第 11 条、第 13 条から第 22 条まで、第 24 条、第 31 条から第 33 条について同じ。)</u>)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (略)</p> <p>(運用の権限委託) 第 12 条 委託者は、<u>運用の指図に関する権限のうち一部を次の者に委託します。</u> <u>UBS グローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インク</u> <u>UBS GLOBAL ASSET MANAGEMENT (AMERICAS) INC.</u> <u>One North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606 USA</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとしします。</u> <u>第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>

2. 受益権の内容の変更又は受益権の価値への影響の内容及び相当性に関する事項

該当事項はありません。

3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

平成 23 年 4 月 1 日

4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

本書面決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成を得られない場合には、本信託約款の変更は中止されません。

また、このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても所定の手続を行っております。

そのためマザーファンドの重大な信託約款の変更につきましては、各ベビーファンドにおける反対のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が2分の1を超えた場合には、信託約款の変更が中止されます。

5. 投資信託約款の変更をする理由

「証券投資信託約款変更の予定に関する書面決議のご通知」の“ 3. 変更理由 ”をご参照ください。

6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

以上